答申第 932 号

諮問第 1615 号

件名:二級河川梅田川水系河川整備計画等について何部作成し、どこの部署又個人に配布したかがわかる資料等の不開示(不存在)決定に関する件

## 答申

## 1 審査会の結論

愛知県知事(以下「知事」という。)が、別記の開示請求に係る行政文書(以下「本件請求対象文書」という。)について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

#### 2 審査請求の内容

## (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和元年 5 月 28 日付けで愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対し、知事が令和元年 6 月 11 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、次のとおりである。 行政文書不開示決定を取り消し、当該行政文書の全部開示を求める。 当該行政文書、不存在自体がおかしい。

## 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載されている「河川整備計画」とは、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、国土交通大臣が指定する一級河川及び都道府県知事が指定する二級河川の計画的な整備を実施するために、河川管理者が定める計画で、策定後おおむね30年間に実施する河川整備の目標や実施に関する事項等を定め、計画的に整備を実施することを図るものである。

河川整備計画の策定に当たっては、設計コンサルタント業者に河川整備計画の策定に必要となる河川環境の検討や報告書の作成等の業務を委託して行っており、河川整備に関わる機関が事務事業上必要であるため、策定した河川整備計画を製本した冊子(以下「整備計画の冊子」という。)を作成し配付している。

本件開示請求書に記載されている「河川整備計画」とは、その記載内容

から整備計画の冊子のことを指していると解される。

また、本件開示請求書に記載されている五つの河川を管轄している愛知県東三河建設事務所において開示請求者に聴き取りを行い、作成部数については、委託業務契約の仕様書等に記載されていることから、本件開示請求書に記載されている五つの河川整備計画のうち一部の河川整備計画においては委託業務契約の仕様書等が保存されていることを開示請求者に伝えたものの、何部作成したか、どこの部署又は個人に渡したかの一連の情報が分かるものが欲しい旨を確認したため、委託業務契約の仕様書等については本件請求対象文書には含まれないと判断した。

したがって、本件請求対象文書は、本件開示請求書に記載されている五つの河川整備計画に係る整備計画の冊子の作成部数、配布先及び残部数の一連の情報が記載されている文書、職員に配付した整備計画の冊子を転勤時等に返却することが記載されている文書並びに一般の入手希望者にはホームページからプリントアウトしてくださいというにも関わらず、なぜ県の所属及び職員が整備計画の冊子を持っているのかが記載されている文書であると解した。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

ア 整備計画の冊子の作成部数、配布先及び残部数の一連の情報が記載されている文書並びに職員に配付した整備計画の冊子を転勤時等に返却することが記載されている文書について

整備計画の冊子は、河川整備に関わる国、県、市町村等の公的機関が必要とするものであり、委託業務契約における整備計画の冊子の作成部数の積算のため、どの機関に何部配付するかについて積算しており、納品後はそれに基づき配付していることから、整備計画の冊子の作成部数、配布先及び残部数の一連の情報が記載された文書を作成する必要はない。

また、河川整備に関わる機関に事務事業上必要であるため配付していることから、転勤等する職員は整備計画の冊子を後任の職員へ当然に引き継ぐものであるため、転勤時等に返却することについて記載された文書を作成する必要はない。

よって、整備計画の冊子の作成部数、配布先及び残部数の一連の情報が記載されている文書並びに職員に配付した整備計画の冊子を転勤時等に返却することが記載されている文書は存在しない。

イ 一般の入手希望者にはホームページからプリントアウトしてください というにも関わらず、なぜ県の所属及び職員が整備計画の冊子を持って いるのかが記載されている文書について

整備計画の冊子は、河川整備に関わる機関が事務事業上必要であることから、それらの機関に配付するために作成されている。そのため、愛知県建設局河川課及び各建設事務所並びにそれらに所属する職員は、管轄する河川の整備計画の冊子を保有しているが、そのことについて記載

された文書を作成する必要はないことから、一般の入手希望者にはホームページからプリントアウトしてくださいというにも関わらず、なぜ県の所属及び職員が整備計画の冊子を持っているのかが記載されている文書は存在しない。

なお、整備計画の冊子は県民へ配布することを目的として作成されているものではないが、県民から河川整備計画について問合せがあった場合には、整備計画の冊子と同一の内容を愛知県のウェブページ上で公開していることから、それを閲覧及び印刷するよう案内している。

ウ 以上のことから開示請求に係る文書は作成又は取得しておらず、本件 開示請求に対しては、条例第11条第2項を適用し不開示決定を行ったも のである。

## 4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する 権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が 行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

- (2) 本件請求対象文書について
  - ア 本件開示請求書の「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、別記のとおり記載されていた。本件開示請求書の記載内容から、本件開示請求は、五つの河川整備計画に係る整備計画の冊子について「何部作成し、どこの部署又個人に配布したかがわかる資料」、「何部残っているかがわかる資料」、「個人にわたしたものが業務終了時又はテンキン時に返却することがわかる資料」及び「一般の入手希望者にはホームページからプリントアウトしてくださいというのになぜ庁舎内の課や個人がもっているかわかる資料」の四つの文書を請求しているものと解される。
  - イ 本件開示請求書に記載された文書のうち、「何部作成し、どこの部署 又個人にわたしたかがわかる資料」及び「何部残っているかがわかる資 料」については、実施機関によれば、何部作成したか、どこの部署又は 個人に渡したかの一連の情報が分かるものが欲しいとのことであったと のことであり、当審査会において本件開示請求書を確認したところ、そ の旨が補記されていることが認められた。

さらに、当該補記について当審査会において実施機関から説明を聴取 したところ、「整備計画の冊子の作成部数、配布先及び残部数の一連の 情報が記載された文書」とは、作成部数、配付先及び残部数の実績を一 つの表にとりまとめた文書という趣旨であるとのことであった。

- ウ また、本件開示請求書に記載された文書のうち、「何部作成し、どこの 部署又個人に配布したかがわかる資料」、「個人にわたしたものが業務終 了時又はテンキン時に返却することがわかる資料」及び「一般の入手希望者にはホームページからプリントアウトしてくださいというのになぜ 庁舎内の課や個人がもっているかわかる資料」に関して、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、整備計画の冊子は、河川整備の事務事業に必要であることから作成し、関係する公的機関に配付するものであって、職員は所属に配付されたものを使用しているにすぎず、職員個人に配付することはないとのことであり、実施機関は、本件開示請求書に記載されている「個人に配布した」、「個人にわたした」及び「個人がもっている」とは、「職員が使用している」旨を意味しているものと解したとのことであった。
- エ したがって、行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容及び前記アからウまでを踏まえると、本件請求対象文書は、二級河川梅田川水系河川整備計画、二級河川沙川水系河川整備計画、二級河川柳生川水系河川整備計画、二級河川音羽川水系河川整備計画及び二級河川御津川水系河川整備計画の五つの河川整備計画に係る整備計画の冊子について、作成部数、配付先及び残部数の実績を一つの表にとりまとめた文書(以下「本件請求対象文書 1」という。)、職員が使用している整備計画の冊子を転勤時等に返却することが記載されている文書(以下「本件請求対象文書 2」という。)並びに県の所属及び職員が使用するための整備計画の冊子を作成する根拠が記載されている文書(以下「本件請求対象文書 3」という。)であると解される。

## (3) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件請求対象文書1について

実施機関によれば、委託業務契約における整備計画の冊子の作成部数の積算のため、どの機関に何部配付するかについて積算しており、納品後はそれに基づき配付していることから、整備計画の冊子の作成部数、配布先及び残部数の一連の情報が記載された文書を作成する必要はないとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、作成当初における作成部数、配付先及び残部数については、河川整備計画の策定に係る委託業務契約の仕様書等における積算資料に基づき配付することから、当該積算資料から把握できるため、一つの表にとりまとめた文書を作成する必要はないとのことであった。また、作成当初の配付以後に配付したものについては特に記録をしておくことはなく、残部数の確認については必要に応じて現物を数えれば十分であることから、作成当初の配付以後の配付についても一つの表にとりまとめた文書を作成する必要はな

い上、配付先及び残部数についてそれぞれ個別に記録をしておく必要もないとのことであった。

実施機関においてそのように事務を行っていることからすれば、本件 請求対象文書 1 を作成する必要はないとする実施機関の説明は不自然で はなく、また、本件請求対象文書 1 を作成しなければ、実施機関の事務 の適正な遂行に支障があるとする特段の事情も認められない。さらに、 それを作成することを義務付ける規程等も存在しない。

よって、本件請求対象文書 1 を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

#### イ 本件請求対象文書2について

実施機関によれば、整備計画の冊子は、河川整備に関わる機関に事務 事業上必要であるため配付していることから、転勤等する職員は整備計 画の冊子を後任の職員へ当然に引き継ぐものであるため、転勤時等に返 却することについて記載された文書を作成する必要はないとのことであ る。

前記(2) ウの実施機関の説明のとおり、職員が使用している整備計画の冊子については、職員は所属に配付されたものを使用しているにすぎないことから、後任の職員へ引き継ぐことが当然であると解されるため、本件請求対象文書 2 を殊更作成する必要があるとは認められず、また、それを作成することを義務付ける規程等も存在しない。

よって、本件請求対象文書 2 を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

#### ウ 本件請求対象文書3について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、整備計画の冊子については、作成を義務付ける根拠となる規程等は存在しないとのことであった。一方で、実施機関によれば、整備計画の冊子は、河川整備に関わる機関が事務事業上必要であることから、作成されているとのことである。

実施機関において整備計画の冊子が事務事業上必要であることからすれば、整備計画の冊子を作成することは当然のことであると解され、整備計画の冊子の作成について根拠がなければ作成することができないとする特段の事情も認められないことから、本件請求対象文書3を殊更作成する必要があるとは認められず、また、それを作成することを義務付ける規程等も存在しない。

よって、本件請求対象文書3を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする 実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

- ・「二級河川梅田川水系河川整備計画」 何部作成し、どこの部署又個人にわたしたかがわかる資料、個人に渡したものが業務終了時又はテンキン時に返却することがわかる資料
- •二級河川汐川水系河川整備計画
  - 二級河川柳生川水系河川整備計画
  - 二級河川音羽川水系河川整備計画
  - 二級河川御津川水系河川整備計画 4冊について各々、

何部作成し、どこの部署又個人に配布したかがわかる資料、何部残っている かがわかる資料、個人にわたしたものが業務終了時又はテンキン時に返却する ことがわかる資料、一般の入手希望者にはホームページからプリントアウトし てくださいというのになぜ庁舎内の課や個人がもっているかわかる資料(ホームページではだめなのか)

# (審査会の処理経過)

年 月 日	内
2. 1.20	諮問(弁明書の写しを添付)
2. 2.27 (第 592 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2. 3.23 (第 594 回審査会)	審議
2. 4.28	答申